

## 告 示

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に香南市が発注する物品購入及び役務の提供に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）等について次のとおり定める。

令和 4 年 12 月 16 日

香南市長 濱田 豪太

### 香南市物品購入及び役務の提供に係る競争入札参加資格審査要領

#### 1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加できる者は、申請日の属する月の初日（以下「審査基準日」という。）において、次に掲げる事項に該当しない者で、資格審査を受け、香南市競争入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録された者とする。

- (1) 営業に関し、法律上必要な資格を有しない者
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行口座取引を停止されている者
- (4) 納期限の到来した国税・都道府県税・市区町村税を滞納している者  
(ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合はこの限りではない。)
- (5) 香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年香南市規則第 2 号）第 2 条第 2 項第 5 号のいずれかに該当する者

#### 2 資格審査の申請の方法

インターネットを利用した電子申請サイト上で下記電子ファイルを提出すること（紙での提出は不要）。申請書や申請に必要な添付書類は、香南市ウェブサイトからダウンロードすること。

ただし、香南市内に本店を有する者で、インターネット環境がない等のやむを得ない事情がある場合に限り、紙での提出を可とする。紙での提出を希望する場合、事前に香南市住宅管財課管財係（0887-57-7536）まで問い合わせること。

電子申請サイト「BID-ENTRY」

<https://bid-entry.com/>

香南市ウェブサイト「入札参加資格（審査申請）」

[https://www.city.kochi-konan.lg.jp/soshikikarasagasu/jutakukanzaika/nyusatu\\_keiyaku/5/index.html](https://www.city.kochi-konan.lg.jp/soshikikarasagasu/jutakukanzaika/nyusatu_keiyaku/5/index.html)

- (1) 競争入札参加資格審査申請書（エクセルファイル）
- (2) 添付書類（上記電子申請サイトで PDF ファイルをアップロード）

- ア 委任状（本社が支店に業務を委任する場合などに提出）
- イ 本店の納税証明書
  - (ア) 国 税 証明書の種類 法人にあつては「その3の3」 } 「その3」でも可  
個人にあつては「その3の2」 }
  - (イ) 都道府県税 滞納がない旨の証明書
  - (ウ) 市区町村税 滞納がない旨の証明書
- ※香南市内の支店等に委任する場合は、委任先の納税証明書も提出すること。
- ※東京 23 区に主たる営業所を有する法人の場合は、(イ)(ウ)にかえて、「法人住民税」「法人事業税」の納税証明書を提出すること。
- ウ 法人の場合は「登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）」  
個人の場合は代表者の「身分証明書」
- エ 営業に係る許可書等  
医療機器、医薬材料、運送、廃棄物処理、浄化槽清掃等で国又は地方公共団体の許認可が必要な業種を申請する場合のみ提出
- オ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書  
PDF のアップロードと併せて申請書エクセルファイルの役員情報入力シートに入力すること

### 3 受付期間

- (1) 定時受付 令和5年1月6日から令和5年1月31日まで
- (2) 随時受付 令和5年4月1日から随時

※令和5年2月1日から令和5年3月31日までの期間は申請を受け付けない。令和5年度当初の契約を希望する場合は必ず定時受付の期間中に申請すること。

※電子申請サイトはメンテナンス等を除き、期間中 24 時間申請可能。香南市内に本店を有する者で紙の申請書を持参する場合の受付は、土・日、祝日を除く日の9時から17時まで（12時から13時を除く）

### 4 補正猶予期間

令和5年2月1日から令和5年2月15日まで

申請書及び添付書類に不備があつた場合の訂正・再提出はこの期間内に完了すること。この期間内に不備が改められない場合は、申請を不受理とすることがある。

### 5 資格審査申請受付状況の確認

電子申請サイト上で受付・審査状況を確認し、訂正・再提出が必要となつた場合は「4 補正猶予期間」中に訂正等を完了すること。

※電話、メール等により受付・審査状況について個別に問い合わせをしないこと。

### 6 有資格者名簿の有効期間

県内及び県外業者とも、令和5年4月1日（有資格者名簿への登録を決定した日が令和5年4月1日以降の場合は、資格審査後、有資格者名簿に登録することが決定した日）から令和7年3月31日までとする。

## 7 申請内容の変更等

有資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）は、申請書等を提出した後、次に掲げる事項に変更があった場合は、電子申請サイト上で変更申請書（エクセルファイル）と市が別に指定する添付書類をアップロードすること。

- (1) 商号若しくは名称又は住所
- (2) 代表者等の職名又は氏名
- (3) 電話番号又はファックス番号
- (4) 営業種目の追加
- (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項

## 8 資格の取消し

市長は、有資格者名簿に登録された者が次のいずれかに該当する場合は、その資格を取り消すものとする。

- (1) 審査基準日以後に1の(1)から(5)に該当することとなった場合
- (2) 有資格者名簿に登録された者が参加資格審査申請書及び添付書類中の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をした場合
- (3) 入札参加資格を辞退した場合

## 9 指名停止等

市長は、有資格者名簿に登録された者について業務に関し不誠実、法令違反等の行為があった場合は、「香南市物品購入及び業務委託等の契約に関する指名停止措置要綱」第2条第1項の規定により指名停止を行うものとする。

## 10 会社組織の変更等

次の場合は、変更の事由が生じたその翌日を審査基準日とみなし、申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められる場合は、有資格者名簿に登録するものとする。

- (1) 有資格者と他の有資格者、又は有資格者名簿に登録されていない者（以下「無資格者」という。）が合併した場合
- (2) 有資格者である個人が法人組織に変更した場合
- (3) 有資格者又は無資格者が他の有資格者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合
- (4) 有資格者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した場合

## 11 資格の再審査

次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を市長に報告することとし、この場合において、有資格者の申請により資格の再審査を行うものとする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った場合
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った場合
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による民事再生手続開始の申立てを行った場合

## 12 留意事項

次の営業種目については、「測量・コンサルタント」で提出すること。

「交通量調査、水質等分析、漏水調査等」

資格審査申請に必要な提出書類

○・・・必ず提出

△・・・該当する場合に提出

	法人	個人	備 考
競争入札参加資格審査申請書	○	○	電子申請サイト
委任状	△	△	
営業種目一覧表	○	○	電子申請サイト
営業実績調書	○	○	電子申請サイト
国税の納税証明書	○	○	本店が所在する税務署が発行する未納額のないことがわかる納税証明書（証明書の種類は、法人にあっては「その3の3」、個人にあっては「その3の2」）（「その3」でも可） ※入札参加資格審査申請日から3カ月以内に発行されたもの
都道府県税の納税証明書	○	○	本店が所在する所在地の都道府県が発行する未納額のないことのわかる納税証明書 ※入札参加資格審査申請日から3カ月以内に発行されたもの
市区町村税の納税証明書	○	○	本店が所在する市区町村が発行する未納額のないことのわかる納税証明書 ※香南市内の支店等に委任する場合は、委任先の納税証明も必要 ※東京23区に主たる営業所を有する法人の場合は、都道府県税・市区町村民税にかえて、「法人住民税」「法人事業税」の納税証明書を提出すること ※個人の場合は、国保料も含む ※入札参加資格審査申請日から3カ月以内に発行されたもの
登記事項証明書	○		地方法務局（本局及び支局）で発行される現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※入札参加資格審査申請日から3カ月以内に発行されたもの
身分証明書		○	本籍地の市区町村で発行 ※入札参加資格審査申請日から3カ月以内に発行されたもの
営業に係る許可書等	△	△	例：浄化槽清掃 → 浄化槽清掃許可
暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	○	○	